
*
* 令和 3 年度 第 4 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和3年度 第4回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和3年7月12日 午後 1時30分 招集
2. 令和3年7月12日 午後 1時28分 開会
3. 令和3年7月12日 午後 2時50分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	欠	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	出	1 3	田 角 幸 正	欠	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	〃	1 4	小林 三十二	出	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	〃	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	岡 辰 登	〃	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	吉 岡 孝	〃	1 7	江 川 泰 司	欠	7	吉 家 仁	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 8	土 岐 康 夫	出			
9	西 村 匡 弘	〃	1 9	金 子 時 典	〃			
1 0	小 物 博 子	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記 書記	江 草 伸 介 三 宅 秀 生 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第12号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件 許 可
		第13号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 許 可
		第14号 農地転用事業計画の変更承認申請について 1件 承 認
		第15号 農地法第5条の規定による許可申請について 9件 許 可
		第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 2件 決 定
		第17号 高粱農業振興地域整備計画の変更について 適 当
		第18号 有漢農業振興地域整備計画の変更について 適 当
		第19号 成羽農業振興地域整備計画の変更について 適 当
		第20号 川上農業振興地域整備計画の変更について 適 当
		第21号 備中農業振興地域整備計画の変更について 適 当
8		署 名 委 員
		9番 西 村 匡 弘
		10番 小 物 博 子
9		議 事 の 内 容
		令和3年度 第4回高粱市農業委員会総会会議録
		令和3年7月12日（月） 高粱市役所 3階大会議室

議 長	本日の出席委員は、農業委員 16 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、ただ今から令和 3 年度第 4 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。9 番西村委員と 10 番小物委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案の訂正があるとのことなので事務局から説明します。
江草局長	議案第 18 号有漢農業振興地域整備計画の変更についての番号 4 番の左から 3 番目の欄について、中山間地域直接支払交付金が「なし」となっておりますが「あり」に修正してください。
議 長	事務局から説明がありましたように、資料を訂正することとします。それでは、「議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。12 番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第 12 号 12 番朗読説明 － 12 番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 2 筆 1075㎡です。譲受人の通作距離は、23km 以内、耕作面積は 5,880㎡。家族 2 人中、耕作人は 2 人、対価は、10a あたり 30 万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7 月 5 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 中村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 譲受人ですが現在は下町の自宅から中井町の圃場までブドウの栽培に通っておりますが、いずれは中井町に住宅を構える予定です。農地はきれいに管理されていまして。近隣への影響もありません。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。12 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、12 番については許可とすることに決定しました。
江草局長	次に 13 番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第 12 号 13 番朗読説明 － 13 番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑 1 筆 234㎡です。譲受人の通作距離は 10m 以内、譲受人の耕作面積は 7,061㎡です。家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10a あたり 280 万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7 月 7 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 伊達委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象の農地については、譲受人の自宅のすぐそばにあり、周辺も譲受人の畑であるので一体的にきれいに管理されておりました。ご審

議 長	議よろしく申し上げます。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１３番については許可とすることに決定しました。 次に１４番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第１２号１４番朗読説明 － １４番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田２筆８７９㎡です。譲受人の通作距離は、２ｋｍ以内、譲受人の耕作面積は１，４５６㎡です。家族２人中耕作人は１人、対価は１０ａあたり１００万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、７月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小野委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
議 長	対象の農地については、草も刈られており適切に管理されておりましたので、問題ないと考えます。適切にご審議をお願いします。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１４番については許可とすることに決定しました。 次に１５番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第１２号１５番朗読説明 － １５番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。二人は親子の関係です。申請農地は、田１筆１，１０５㎡です。譲受人の通作距離は、０．４ｋｍ以内、耕作面積は２７，６１８㎡です。家族２人中、耕作人は２人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、７月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 深本委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象の農地については、作付けはありませんでしたが、草刈り等されており、きれいに管理されておりました。ご審議よろしく お願いいたします。

議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員ですので、１５番については許可とすることに決定しました。
	次に１６番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第１２号１６番朗読説明 －
江草局長	１６番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑４筆１，６１９㎡です。譲受人の通作距離は、０．５ｋｍ以内、耕作面積は３，１９０㎡です。家族８人中、耕作人は４人、対価は無償です。
	これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、７月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、９ページから１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
瀬戸川委員	対象の農地については、譲渡人が高齢になって管理できないことから、譲受人に贈与することになったと聴いております。すでに譲受人の方が管理を始めておられて、現場はきれいに管理されておりました。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１６番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第１３号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。４番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第１３号４番朗読説明 －
江草局長	４番は、転用者が、申請農地を墓地用地に転用する案件です。申請農地は、畑１筆１８㎡で、この農地の農地区分は、第３種農地となります。施設の概要は、墓地１２㎡と参道６㎡です。資金については自己資金が５００万円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可見込みです。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、７月８日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
前崎委員	対象の農地については、周囲に影響を与える農地はなく問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。4番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、4番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第14号 農地転用事業計画の変更承認申請について及び、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第14号1番及び議案第15号13番について一括して事務局から説明をお願いします。 － 議案第14号1番及び議案第15号13番一括朗読説明 －
江草局長	それでは、議案第14号1番、併せて議案第15号13番について説明いたします。2ページをご覧ください。この案件につきましては、令和2年12月18日付けで許可となっている案件です。変更内容は、当初転用者から承継者へ転用事業者の変更をするものです。変更理由は、当初転用者の都合により変更するもの。転用目的は、太陽光発電施設用地です。既に現地での工事は完了しています。変更後の5条許可申請については3ページの議案第15号13番の通りです。既に工事は完成しています。地図は、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。議案第14号1番及び議案第15号13番について承認及び許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、議案第14号1番及び議案第15号13番については承認及び許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。7番から12番については関連する案件のため事務局から一括で説明をお願いします。 － 議案第15号7番～12番朗読説明 －
江草局長	この案件について、7番と8番については6月4日に現地調査を行いました。しかし全体計画のうち一部の農地の転用申請が未提出であることが判明しました。また、10番から12番については、平成27年5月から7月にかけて、近隣工場の増築工事に伴う資材置き場用地として、5年間の一時転用許可を受けておりましたが、平成30年9月には近隣工場の駐車場用地として整備されました。申請者と協議したところ、すべてにおいて永年転用であることが確認されたところです。また、申請者は土地所有者と「資材置き場用地及び駐車場用地」として5年間の賃貸借契約を結んでおり、さらに契約期間も自動更新としていたこともあり、転用申請についても問題ないものと勘違いしていたと言うものです。従いまして、7番・8番の一時転用から永年申請への修正と、9番から12番の転用申請を提出してもらう必要もあるため、先月の総会では保留としたところです。 まず7番から9番について説明します。転用者が、7番の譲渡人、8番の譲渡人および9番の譲渡人から、申請農地に賃借権を設定し、露天駐車場を整備し、隣接する工場の従業員用の駐車場用地として貸し出す案件です。7番の申請農地は、田2筆811㎡、8番の申請農地は田3筆1、127㎡と畑1筆313㎡の計1、440㎡、9番の申請農地は田1筆635㎡のうち109㎡で、これらの農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10a当りの賃借料は、ひと月当たり8万円、施設の概要は、露天駐車場で、全体計画面積2、360㎡、車両76台分です。資金については、自己資金となっています。

議 長 小林委員	次に１０番から１２番について説明します。こちらも転用者が、１０番の譲渡人、１１番の譲渡人および１２番の譲渡人から、申請農地に賃借権を設定し、露天駐車場を整備し、隣接する工場の従業員用の駐車場用地として貸し出す案件です。こちらは、平成３０年９月に事業完了しているため始末書の提出があります。１０番の申請農地は、田２筆５１４㎡、１１番の申請農地は田１筆２２９㎡、１２番の申請農地は田１筆６３５㎡のうち５２６㎡で、これらの農地の農地区分は、第２種農地となります。転用地の１０ａ当りの賃借料は、年６，９００円からひと月当たり８万円、施設の概要は、露天駐車場で、全体計画面積２，１２７㎡、車両８３台分です。資金については、自己資金となっています。 これらの案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、６月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、１３ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 先ほど事務局から説明があったとおり、転用事業者より農地転用許可申請があった内容と現場の状況が色々と違うということで、先月の総会では保留となった案件です。農地転用許可申請があった場所について一部完成している部分がありますが、その部分の申請については始末書が提出されております。対象の農地については、周囲に影響を与える農地はなく問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
議 長 金子委員 江草局長 金子委員 土岐会長 江草局長 土岐会長 山川委員 江草局長 山川委員	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 転用地の賃借料が賃貸人によって色々と違う価格になっているのはなぜでしょうか。 転用事業者より提出された許可申請書の数字をそのまま転記しております。 分かりました。 賃貸人の中に地方自治体があるが、そもそも地方自治体が農地を持てるのか。 対象の農地に関しては、当初、公共用道路用地にする計画があり、地方自治体が所有権を持ったようです。 分かりました。 最終的に完成した駐車場は誰が借りるのか。 転用許可申請のあった農地の隣に立地している企業が借りると聴いております。 そのことが、議案に記載されていないので分からなかった。そういうことなら、分かりました。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。７番～１２番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、７番～１２番については許可とすることに決定しました。
江草局長	次に１４番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第１５号１４番朗読説明 － １４番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、太陽光発電施設用地に転用する案件です。申請農地は、畑１筆１，６３２㎡で、この農地の農地区分は、第２種農地となります。施設の概要は、太陽光パネル５４０枚、発電量４９．５ｋｗです。

議 長 深本委員	なお、土地の名義人と太陽光パネルの設置者は異なっております。備考欄を参照ください。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、経産局の認定済み。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、7月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、14ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象の農地については、今後も作付けの予定はなく、近くに影響を与える耕作地もないということで、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。14番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、14番については許可とすることに決定しました。 次に15番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第15号15番朗読説明 － 15番は、転用者が、譲渡人から申請農地に地上権を設定し、太陽光発電施設用地に転用する案件です。申請農地は、田1筆1,815㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。施設の概要は、太陽光パネル256枚、発電量49.5kw。全体計画面積2,450㎡です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、経産局の認定済み。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、7月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、15ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 深元委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象の農地については、登記地目は田であります。現況はもう原野になっております。近くに影響を与える農地もありません。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長 西村委員	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 全体計画面積は2,450㎡となっており、農地転用面積は1,815㎡となっておりますが、残りの635㎡はどうなっているのでしょうか。
江草局長	隣地の雑種地635㎡と対象農地1,815㎡を合せて一体的に太陽光発電施設用地に転用する計画です。残りの635㎡は農地ではなくて雑種地です。
西村委員 吉岡委員	分かりました。 13番、14番、15番で太陽光パネルの枚数が大きく異なっているのに、発電量は全て49.5kwで同一になっているのはなぜか。
江草局長	電力会社が小規模発電では49.5kwしか購入しないという制限を設けているからです。

山川委員	補足で説明をいたします。いくらパネルを増やして大きくしても、電力会社が基準の49.5kwしか購入してくれないようになっている。49.5kwの上限があると無駄と思われるかもしれないが、帳面上のパネルの発電量は晴れた日の最良の環境で実現される数字で、現実にはそこまで発電量が出ない。パネルが多かったら今日のような曇りの天候でも発電量が出るので電気を買い取りしてもらえる。
吉岡委員	分かりました。
議 長	他に発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。15番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
三宅書記	挙手全員ですので、15番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、一括で説明をお願いします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。1、公告日は令和3年7月20日、2、利用権の設定を受ける者は3名、3、利用権の設定をする者は3名、4、利用権の設定をする件数は2件、5、利用権設定面積は6,790㎡となっています。6で各筆明細です。
議 長	－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － 事務局から説明がありましたが、1番から2番について発言をお願いします。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。1番から2番について一括で採決をとります。1番から2番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1番から2番について決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第17号 高梁農業振興整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。 － 議案第17号朗読説明 － 議案第17号 高梁農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案16ページをご覧ください。農用地区域の編入1件、除外3件、計4件の申し出があります。 まず、農用地区域の編入について、ご説明いたします。 1番について説明します。今回1筆の申し出があり、編入される農地は中山間地域等直接支払制度の対象農地とするための編入の申し出です。内訳につきましては、畑1筆4,675㎡となります。地図につきましては20ページに掲載しています。 次に、農用地区域からの除外について今回3件の申し出があります。17ページをご覧ください。 2番について説明します。変更理由ですが、申請者の所有する墓地は、山の中にあり、付近の木などが生い茂り管理が困難となっていることに加え、高齢により、墓参りが困難となっているため、墓地を移設する計画しています。申出地は、東側：山林、西側：原野、南側：公衆用道路野、北側：山林に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、畑1筆981㎡のうち30㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。

	転用目的は墓地設置で、事業計画の時期は、令和3年10月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和3年6月14日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法は許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。21ページに位置図と公図、22ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。 3番について説明します。変更事由ですが、申請者は独居の親の住宅を介護が必要であるため、建築予定の自宅の近隣に建設することを計画しています。申出地は、東側:宅地、西側:宅地、南側:田、北側:墓地に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、田1筆2,000㎡のうち153㎡です。転用目的は一般住宅の新築で、事業計画の時期は、令和3年11月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和3年6月14日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。23ページに位置図と公図、24ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。 4番について説明します。変更事由ですが、申請書が墓参りに行くためには幅員1m未満の道を徒歩で行くしかなく、法事等で親族が集まる際に付近に駐車場がないため、参道及び駐車場の整備することを計画しています。申出地は、東側:畑、西側:原野、南側:原野、北側:公衆用道路に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、畑1筆275㎡です。転用目的は参道及び駐車場造成で、事業計画の時期は、令和3年11月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和3年6月14日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。25ページに位置図と公図、26ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。以上です。
議 長 吉岡委員 藤代書記	説明を終わりますが、発言はありますか。 4番について申請書と記載されていますが、申請者が正しいですね。 記入間違いです。申し訳ありません。 他にありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。「議案第17号 高粱農業振興地域整備計画の変更について」について適当と決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、「議案第17号 高粱農業振興地域整備計画の変更について」は適当であると決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第18号 有漢農業振興計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします ー 議案第18号朗読説明 ー 議案第18号 有漢農業振興地域整備計画の変更について説明致します。議案18ページをご覧ください。 1番について、説明します。変更事由ですが、申請者の所有する墓地は、山の中にあり、付近の木などが生い茂り管理が困

議 長 西村委員 藤代書記 西村委員 議 長	難となっていることに加え、高齢により、墓参りが困難となっているため、墓地を移設しました。その後、登記しようとした際に農業振興地域整備だと判明し、変更申出書の提出があったため、現地を確認のうえ追認するものです。申出地は、東側：公衆用道路、西側：原野、南側：畑、北側：畑に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、畑2筆46㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は墓地設置で、事業実施の時期は、令和3年5月です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和3年6月14日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法は許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。27ページに位置図と公図、28ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。 2番と3番は関連がありますので、一括して説明いたします。変更事由ですが、申請者の所有する墓地は、山の中にあり、付近の木などが生い茂り管理が困難となっていることに加え、高齢により、墓参りが困難となっているため、墓地を移設する計画をしています。申出地は、東側：田、西側：原野、南側：田、北側：宅地に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、2番は、田1筆629㎡のうち55㎡です。転用事業者は土地所有者と同じです。3番は、田1筆629㎡のうち16㎡です。転用目的は墓地設置で、事業計画の時期は令和3年10月頃です。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和3年6月14日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法は許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。29ページに位置図と公図、30ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。 4番について説明します。変更事由ですが、申請者の所有する墓地は、山の中にあり、付近の木などが生い茂り管理が困難となっていることに加え、高齢により、墓参りが困難となっているため、墓地を移設する計画をしています。申出地は、東側：田、西側：原野、南側：田、北側：公衆用道路に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、田1筆228㎡のうち40㎡です。転用目的は墓地設置で、事業計画の時期は、令和4年3月頃です。農業投資実施状況は中山間地域直接支払交付金があるため、代表者の方と話し、交付金の返還について了承を得ています。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和3年6月14日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法は許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。31ページに位置図と公図、32ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。以上です。 説明を終わりますが、発言はありますか。 1番は事後追認でしょう。始末書は出ているのか。 顛末書が出ております。 分かりました。ただ、高齢の転用者が農振農用地からの除外が必要であることを知らないのは仕方ないとしても、施工業者が把握していないというのは困る。環境課も関係することであるし、業者への制度の周知が必要であると思われる。 他にありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
--	--

議 長	なしとの声がありました。「議案第 1 8 号 有漢農業振興地域整備計画の変更について」について適当と決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手多数) 挙手多数ですので、「議案第 1 8 号 高梁農業振興地域整備計画の変更について」は適当であると決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第 1 9 号 成羽農業振興計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします － 議案第 1 9 号朗読説明 － 議案第 1 9 号 成羽農業振興地域整備計画の変更について説明致します。議案 1 9 ページ上段をご覧ください。農用地区域の除外 1 件の申し出があります。 1 番について、説明します。変更事由ですが、転用事業者が新規事業を請け負うにあたり既存倉庫では不足するため、倉庫の増設及びそれに伴う従業員の出入り、大型車両の転回をするため駐車場と資材置場の整備を計画しています。申出地は、東側：畑、西側：既存倉庫、南側：公衆用道路、北側：河川に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、田 4 筆 1, 4 4 9 m ² です。転用目的は駐車場、資材置場及び倉庫造設で、事業計画の時期は、令和 3 年 1 1 月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第 1 3 条第 2 項 1 号から 5 号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和 3 年 6 月 2 9 日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。3 3 ページに位置図と公図、3 4 ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。以上です。
議 長	説明を終わりますが、発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。「議案第 1 9 号 成羽農業振興地域整備計画の変更について」について適当と決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、「議案第 1 9 号 成羽農業振興地域整備計画の変更について」は適当であると決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第 2 0 号 川上農業振興計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします － 議案第 2 0 号朗読説明 － 議案第 2 0 号 川上農業振興地域整備計画の変更について説明致します。議案 1 9 ページ中段をご覧ください。農用地区域の除外 1 件の申し出があります。 1 番について、説明します。変更事由ですが、申請者は、両親と別居しているが、両親の高齢化に伴い農地の管理を行う必要が生じたため実家近くに住宅を新築することを計画しています。申出地は、東側：公衆用道路、西側：宅地、南側：公衆用道路、北側：畑に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、畑 1 筆 9 9 8 m ² のうち 2 2 0 m ² です。転用目的は分家住宅の新築で、事業計画の時期は、令和 3 年 1 1 月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第 1 3 条第 2 項 1 号から 5 号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和 3 年 6 月 1 4 日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。3 5 ページに位

議 長	置図と公図、３６ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。以上です。
議 長	説明を終わりますが、発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。「議案第２０号 川上農業振興地域整備計画の変更について」について適当と決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、「議案第２０号 川上農業振興地域整備計画の変更について」は適当であると決定しました。 続きまして、「議案第２１号 備中農業振興計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします － 議案第２１号朗読説明 －
藤代書記	議案第２１号 備中農業振興地域整備計画の変更について説明致します。議案１９ページ下段をご覧ください。農用地区域の除外１件の申し出があります。 １番について、説明します。変更事由ですが、変更事由ですが、申請者の所有する墓地は、山の中にあり、付近の木などが生い茂り管理が困難となっていることに加え、高齢により、墓参りが困難となっているため、墓地を移設する計画しています。申出地は、東側：畑、西側：公衆用道路、南側：畑、北側：公衆用道路に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはありません。次に開発計画の概要ですが、畑１筆５９９㎡のうち３８．６９㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は墓地設置で、事業計画の時期は、令和３年１０月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第１３条第２項１号から５号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和３年６月１４日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法は許可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。３７ページに位置図と公図、３８ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。以上です。
議 長	説明を終わりますが、発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。「議案第２１号 備中農業振興地域整備計画の変更について」について適当と決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、「議案第２１号 備中農業振興地域整備計画の変更について」は適当であると決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第４回総会を閉会します。

令和3年7月12日

会 長 土 岐 康 夫

9 番 西 村 匡 弘

10番 小 物 博 子